平成２８年（フ）第７号
新潟県燕市井土巻４丁目237番地　第２燕スカイマンション　103号、破産手続開始決定時の住所新潟県燕市秋葉町３丁目４番28号
破産者　武田　大介
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２９３号
静岡県富士宮市小泉2124番地の３
破産者　柏木　由幸
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１２６号
静岡県富士宮市外神1179番地の28
破産者　深澤　友美
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１６４７号
名古屋市熱田区大瀬子町919番地
破産者　中村　光明
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８５号
名古屋市中川区法華２丁目57番地　エルフマザー法華101号、住民票上の住所愛知県愛西市日置町本郷113番地１
破産者　稲垣　政美
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７３号
名古屋市北区平安１丁目11番46号　タケダビル505号
破産者　上田康一郎
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６９０号
名古屋市北区柳原３丁目９番17号　キャッスルノーヴァ名城602号
破産者　レストネーションカンパニーことはぐくみ薬品こと　杉本　大典
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９８５号
大阪府八尾市太子堂５丁目２番24号
破産者　長谷川明弘
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６４４号
大阪府豊中市向丘２－２－８、住民票上の住所大阪府吹田市江の木町17番37―901号
破産者　萩原　誠司
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６１１号
兵庫県三田市広野26番地６　Ａ号、開始決定時大阪府吹田市吹東町48番15―２号
破産者　水間　文彦
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７３４号
大阪市鶴見区緑１丁目12番29号加藤方
破産者　奥田　尚弘
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１９３号
大阪府箕面市箕面５丁目13番49―401号
破産者　阿彌　洋二
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３３０号
大阪府八尾市高安町北４丁目106番地
破産者　石川　義展
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３５１号
香川県高松市亀田南町298番地７、開始決定時大阪市北区長柄東２－８―36　さざなみプラザ　第８　36号棟　1009号室
破産者　土岐　桂子（旧姓小笠）
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４９１号
大阪府高槻市大字原1889番地の１、住民票上の住所滋賀県湖南市サイドタウン３丁目１番６号
破産者　信幸商事こと　吉田　信晶
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４９２号
大阪府高槻市大字原1889番地の１、住民票上の住所滋賀県湖南市サイドタウン３丁目１番６号
破産者　吉田　幸子
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７６３号
大阪府茨木市北春日丘１丁目２番21号　春日ハイツ406号
破産者　荒木　貴代
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５６８号
大阪市中央区谷町７丁目３番４号　新谷町第３ビル701号、住民票上の住所大阪市中央区谷町７丁目３番４―104号
破産者　フローラル・ハウスから花こと　唐崎　正人
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部